

埼玉県乳児家庭全戸訪問事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うため、県は市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業等に係る経費の一部について、補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、「補助金等の交付手続等に関する規則」(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の交付の対象は、平成26年5月29日付け雇児発0529第32号別紙「乳児家庭全戸訪問事業実施要綱」及び平成26年5月29日付け雇児発0529第33号別紙「養育支援訪問事業実施要綱」に基づいて市町村が行う事業に必要な経費とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 事業ごとに、その実施に必要な経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 事業ごとに、別表に定める補助基準額を算定する。
- (3) 事業ごとに、(1)により選定された額と(2)により算定した額とを比較していずれか少ない方の額に、別表で掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(補助金の支払)

第4条 この補助金は概算払いをすることができるものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、事業に係る歳入及び歳出については証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和

40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は廃棄してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 市町村が(1)から(7)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

第6条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別途、定めるものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の規定に準用し、申請書の様式は様式第1号の2のとおりとする。

(交付決定)

第8条 規則第7条に定める交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、当該報告書の提出は、事業完了後(第5条第1項第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)1か月以内又は当該事業年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付確定)

第10条 規則第14条の交付確定通知書は、様式第4号により行う。

(書類の整備等)

第11条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明かにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年度の事業から適用する。

(平成25年5月17日付け健寿第100号)

附 則

この要綱は、平成26年度の事業から適用する。

(平成26年7月4日付け健寿第315号)

附 則

この要綱は、平成27年度の事業から適用する。

(平成27年11月16日付け健寿第960号)

附 則

この要綱は、平成28年度の事業から適用する。

(平成28年8月22日付け健寿第565号)

附 則

この要綱は、平成29年度の事業から適用する。

(平成29年6月29日付け健寿第263号)

附 則

この要綱は、令和3年度の事業から適用する。

(令和3年4月30日付け健寿第195号)